

名古屋港管理組合公報

平成20年5月15日
(木曜日)
第415号

目 次

告 示

○港湾法に基づく所有者等不明船舶等の撤去	1
○利用料金額の承認	2
○職員の人事異動	2

告 示

名古屋港管理組合告示第17号

港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）の規定に違反する次の行為について、船舶等（別表1に掲げる船舶及び別表2に掲げる係留施設等工作物をいう。以下同じ。）の所有者、占有者その他船舶等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）を確知することができないので、法第56条の4第2項の規定に基づき、次の措置を行うべきことを告示する。

なお、所有者等が期限までに措置を行わないときは、同項の規定に基づき、名古屋港管理組合管理者又はその命じた者若しくは委任した者が措置を行い、当該措置に要した費用は、同条第8項の規定により、所有者等の負担とする。

平成20年5月15日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

1 違反行為の内容

名古屋港南5区周辺の放置等禁止区域内における次に掲げる行為

- (1) 法第37条の3第1項の規定に違反して、別表1に掲げる船舶を放置していること。
- (2) 法第37条の3第1項の規定に違反して、別表2に掲げる係留施設等工作物を設置していること。

2 措置の内容

船舶等を放置等禁止区域外に撤去すること。

3 期限

平成20年6月15日

4 問い合わせ先

名古屋港管理組合港営部プレジャーボート対策担当

名古屋市港区入船一丁目8番21号

電話 (052) 654-7953

5 関係図書の閲覧場所

名古屋港管理組合情報センター

名古屋港管理組合港営部プレジャーボート対策担当

別表1（船舶）

整理番号	名 称	対象物件の形状等				放置場所	備 考
		材 質	外側の色	内側の色	長さ×幅×深さ (cm)		
1	船舶	F R P	黄色		235 × 115 × 40	知多市南浜町地先	
2	船舶	F R P	赤色		320 × 110 × 40	知多市南浜町地先	
3	船舶	F R P	灰色	灰色	500 × 185 × 50	知多市南浜町地先	
4	船舶	F R P	白色	白・青色	350 × 170 × 40	知多市南浜町地先	
5	船舶	F R P	白色	青色	680 × 140 × 55	知多市南浜町地先	
6	船舶	F R P	青色	白・緑色	350 × 140 × 50	知多市南浜町地先	
7	船舶	木造・F R P	白色	青色	620 × 135 × 45	知多市南浜町地先	
8	船舶	木造・F R P	白色	白色	560 × 130 × 50	知多市南浜町地先	
9	船舶	F R P	青色		685 × 135 × 40	知多市南浜町地先	
10	船舶	F R P	灰色	青・灰色	550 × 130 × 50	知多市南浜町地先	
11	船舶	F R P	白・緑色	緑色	560 × 130 × 50	知多市南浜町地先	
12	船舶	F R P	白色	白色	290 × 125 × 40	知多市南浜町地先	
13	船舶	F R P	クリーム色	灰色	420 × 165 × 70	知多市南浜町地先	
14	船舶	F R P	青・緑色	緑色	385 × 125 × 50	知多市南浜町地先	
15	船舶	F R P	白色	白色	1620 × 220 × 200	知多市緑浜町地先	

別表2（係留施設等工作物）

整理番号	種 類	対象物件の形状等				設置場所	備 考
		材質等	高さ(cm)	長さ(cm) 縦断	長さ(cm) 横断		
1	上架台	木製	175	300	345	知多市日長字江口地先	
2	上架台	木製	235	345	345	知多市日長字江口地先	
3	階段(梯子)	鋼製	470	550	50	知多市日長字江口地先	
4	階段(梯子)	鋼製・木製	400	620	130	知多市日長字江口地先	
5	係留杭	鋼製	320	—	—	知多市日長字江口地先	
6	係留(足場)	鋼製	130	400	210	知多市南浜町地先	
7	上架台	木製	190	345	260	知多市南浜町地先	
8	係留杭	木製	265	650	285	知多市南浜町地先	

名古屋港管理組合告示第18号

名古屋港水族館条例（平成4年名古屋港管理組合条例第6号）第3条第2項の規定に基づき、平成20年5月1日以後の利用から適用される名古屋港水族館の利用料金の額を次のように承認した。

平成20年5月15日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

個人で入館しようとする者の入館料の額

利用の区分	単 位		入館料
水族館にのみ入館する場合	年間入館料	家族購入で同一人1年間につき	大人 4,500円 小・中学生 2,200円 幼児 1,000円

備考

- 1 大人とは、小・中学生及び幼児以外の者をいう。
- 2 小・中学生とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）による小学校、中学校及びこれらに準ずる学校の児童及び生徒をいう。
- 3 幼児とは、満4歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- 4 年間入館料にあっては、名古屋港水族館条例（平成4年名古屋港管理組合条例第6号）第3条第1項（同条第2項に規定する団体で入館しようとする者の入館料に限る。）及び第8項の規定は適用しない。
- 5 年間入館料のうち、家族購入とは、小・中学生及び幼児と2親等内の親族の関係にある者が小・中学生及び幼児と一緒に購入する場合をいう。

雜報

新	旧	氏名
(退職者) 依願退職	港営部港営課担当係長（プレジャーボート 対策担当）	石田 茂 (4月30日)
建設部総合開発室担当係長（本庁舎等整備 担当）	建設部工事課 技師	市川 善浩
建設部工事課 技師	企画調整室環境保全センター 技師	佐田 洋介 (以上5月1日)